

戸籍事務の電算化が3月18日からスタートします

平成18年3月27日に虻田町との合併が予定されているところですが、すでに戸籍をコンピュータ化している虻田町と足並みをそろえるため、洞爺村でも3月18日から戸籍事務を電算化することとなりました。これにより、合併後は2町どちらの窓口でも戸籍の証明書を交付できるようになります。

○戸籍が電算化されると…

1. 証明書の名称が変わります

戸籍謄本（全員の証明）→戸籍の全部事項証明書
戸籍抄本（個人の証明）→戸籍の一部事項証明書

2. 証明書の様式が変わります

B5版やB4版の縦書きからA4版横書きとなり、これまでは縦書きで難解な文章でしたが、電算化されると項目ごとに記載され、記録の内容が一目でわかるようになります。

3. 今までの戸籍は…

電算化前に使用されていた戸籍は、「平成改製原戸籍」として、永年保存されます。電算化したあとの戸籍では、婚姻や死亡等によりすでに除籍されている方の記載は省略されます。省略された事項の証明書が必要な方は「平成改製原戸籍」をご請求ください。

4. 戸籍の氏・名の文字は正しい文字（正字）で記載されます

今までの戸籍は手書きのものが多く、簡略化したり、書きぐせなどにより漢和辞典に載っていない文字が使われていることがあります。今回の電算化により、そのような文字は常用漢字や人名漢字など一般的に通用している文字（正字）に書き換えて記録されることになります。

該当される方については、2月中旬に文書でお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

5. 戸籍の附票も電算化されます

戸籍の電算化にともない、住所の異動経過が記載されている「戸籍附票」も電算化されます。

※個人情報の取り扱いについて

戸籍事務をコンピュータ化することにより、個人情報を保護することが一層重要となります。

村では個人情報保護に関する要綱を制定し、万全な管理体制を構築し、職員一人ひとりが厳正に、個人情報の保護を図っています。